

## 続・中務省に関する一考察

——律令官制の研究(二)——

黨 弘 道

はしがき

前回の考察では中務省職員のうち内舎人までをとり上げたので、今回はそのあとを承けて内記以下について考察してみたい。具体的には内記・監物・主鈴・典鑰等である。これらはいわゆる四等官の系列からはずれた官職で、一般に品官といわれるものであるが、各官職の成立過程を考察した上で、品官なるものの性格についても一応の見通しをつけたいと思っている。

### 一 内記について

中務省の内記が、太政官の外記に対するものであることは、その名称から推察されるのであるが、両者をその職掌や地位から比較すると、名称の類似とは裏腹に、互にかなり異った存在であることが知られる。

まず、内記の職掌が職員令に

大内記二人。掌<sub>下</sub>造<sub>二</sub>詔勅<sub>一</sub>。凡御所記録事<sub>上</sub>。

とあるのに対して、大外記は同じく職員令に

大外記二人。掌<sub>下</sub>勘<sub>三</sub>詔奏<sub>一</sub>。及読<sub>二</sub>申公文<sub>一</sub>。勘<sub>二</sub>署文案<sub>一</sub>。檢<sub>出稽失</sub>。

とあり、外記の職掌は「勘<sub>三</sub>詔奏<sub>一</sub>」以外は諸司の主典の職掌(職員令の神祇大史の職掌は「掌<sub>下</sub>受<sub>レ</sub>事<sub>上</sub>抄。勘<sub>二</sub>署文案<sub>一</sub>。檢<sub>出稽失</sub>。読<sub>申公文</sub>」)とほぼ一致し、外記が太政官(少納言局)の主典であることは明らかであり、いわゆる四等官の系列に入るものであるが、内記の職掌にはかかる主典的なものが全く見られないし、したがっていわゆる四等官の系列にも入れられていない。両者の職掌上の近似点は内記が詔勅を造るのに対して、外記がそれを勘

正するという点だけであろうが、これとても、内記が詔勅を起草するという重大な任務を帯びているのに対して、外記は「勘<sub>三</sub>正詔書<sub>一</sub>」(令義解)すなわち「詔書始出者、先至<sub>三</sub>弁官<sub>一</sub>。後施行之日、送<sub>二</sub>外記<sub>一</sub>勘<sub>三</sub>誤不<sub>一</sub>而令<sub>三</sub>捺印<sub>一</sub>。」(令集解釈説)というものであり、複雑な手続き(公式令詔書式)を経て詔書が施行される直前の段階でその内容・

文字に「誤不」があるかないかを勘え、その上で捺印するのが外記の仕事であるという。内記の職と比較してその軽重の差は明らかであるといわねばならない。

このことはまた両者の相当官位からもいえるのであって、官位令によれば大内記は正六位上、中内記は正七位上、少内記は正八位上相当であるのに対して大外記は中内記と同じく正七位上、少外記は従七位上相当であった。大内記と大外記とは実に四階の差があったのである(ただし、大外記は七八三年(延暦二)改めて正六位上の官、少外記は正七位上のとされた。このことについては別途に考察する必要があるが、いまは触れない)。

ただ、ここで気になることが一つある。それは大外記・少外記の補任の実例は続日本紀・正倉院文書等にいくらかも見出すことができるのに対して、内記のそれがきわめて少ないという事実である。すなわち、大内記・中内記は

続紀に実例が一つもなく、わずかに少内記一例を指摘し得るにすぎない。また続紀以外の史料に当たってみても、大内記と少内記各一例を正倉院文書から検出し得るのみであり、とくに中内記については奈良時代における存在を実証することができなかった。

しかも大外記は和銅四年（七一）が初例（伊吉連子人、僧尼令集解所引同年十月十日口宣）で、奈良朝の初期から存在したことが実証されるのに対して、大内記は天平宝字三年（七五九）が唯一の例（日置造叢麻呂。正倉院文書四—189、同年四月廿九日雙倉北雜物出用帳。なお同五年ごろの官人歴名にも大内記と見える）で、奈良朝初期の実例が見当たらない。少内記も天平勝宝七年（七五五）が初例（林連広野、正倉院文書四—66、同年五月二十七日造東大寺司牒その他）で、やはり奈良朝初期の例は見当たらなかった。

すなわち、内記については実例が僅少であり、かつ奈良朝の後半に偏っていることを指摘し得るのであるが、これは日本後紀以下の国史に内記の実例が少なくないことと対照的である。令集解を見ても内記に関する註釈は延暦年間（701—715）の成立と推定される令釈以外には全くない。とくに天平の成立で大宝令の註釈とされる古記が見えないのも気がかりの種となる。

令で外記よりも要職とされる内記の補任例が右に見たように偏在しているとすると、果して奈良朝前半には内記は任命されたのであろうか、もし任命されなかったとしたら、内記に代って詔勅を起草したのは誰であったか等々、疑問ははつきらない。ここに記して後考を俟つこととしたい。

右のような重大な疑問をそのままにして先へ進むのも気がかりであるが、いまはそれにいつまでもかかわってはいられないので、次の考察へと筆を進めよう。

内記は和名抄に「宇知乃之流須豆加佐」と訓ませており、これは外記の「之流須豆加佐」に対して、禁内の書記

官の意である。その職掌はすでに引用したように「造詔勅」と「凡御所記録」との二事であるが、前者はひろく詔勅・宣命の起草と考えてよいであろう。後者については唯一の註釈である令釈が「御所記録者、上（一）に止に作る）斥至尊也。不涉三后也」とあって、天皇に関する記録のこととして、内記の唐名を起居郎とか起居舎人とした後世の事実から推測すると、この令釈の説は当っているかも知れない。あるいは、内記の記した「御所記録」が逐次図書寮に転送され、「修撰国史」の際の素材の一つとされたのであろうか。

また、和田英松氏の「官職要解」を見ると内記は「位記を書く職である」ともいうから、あるいは、五位以上を授ける際の勅授位記などは古くから内記が執筆したのかも知れない。このことは内記式には見えるが令の条文からは確認することができなかった。

次に、内記に付与された唐名からひるがえって内記の性格を考えてみよう。

その第一は「著作郎」である。著作郎とは秘書省著作局の長官の名称で、「唐六典」によれば定員二名でその官品は従五品上、その職掌は同書に「掌修撰碑誌・祝文・祭文」とある。「通典」ではこれを「掌修撰国史」及「製神頌之属、分判局事」と説明しているが、これを見ると著作郎は定員二名という点だけ内記（大・中・少とも各二名）と同じではあるが、その官品、職掌はかなり異なり、むしろ「修撰国史」などの職掌はわが図書寮のそれに一致する。図書頭が「修撰国史」するに当って、内記の記録がその一素材となつたであろうことは先に推測したところであるが、内記自身が国史の修撰に携るわけではないから、内記の唐名を著作郎としたのはやはり適切を欠くといわなければならない。

もともと、著作局が属するところの秘書省そのものが、「掌邦国経籍圖書之事」（六典）とて官庁でわが図書寮に相当するのであるから、中務省に直屬して図書寮に属さない内記の唐名を著作郎とすることは、この点でも

妥当性を欠くであろう。

第二に内記の唐名「起居郎」について考えてみよう。起居郎は門下省の属官で、「唐六典八」には「起居郎二人従六品上」「起居郎掌録天子之動作法度以修記事之史」とある。これは定員・官品ともがわが大内記と大差なく、さらに続いて「凡記事之制、以事繫日、以日繫月、以月繫時、以時繫年。必時書其朔日甲乙以紀曆数、典礼文物以考制度、遷拜旌賞以勸善、誅伐黜免以懲惡、季終則授之于国史焉」とあるのは、先に推測したように、内記の記録が図書寮に送られて国史修撰の一素材とされたであろうと思われる事実と似ているところがある。起居郎の職掌は内記の「御所記録」とほぼ一致するとみてよいであろう。

もっとも、「六典八」「通典三十一」ともに後周の時代から起居と著作の任は分化したとあるから、両者はもと一体のものであったことが知られるが、わが内記は右の分化以後の起居に近いものとしなければならぬ。

唐名の第三は「起居舍人」である。これは中書省の属官で、「唐六典九」には「起居舍人二人従六品上」「掌修紀言之史、録天子之制誥德音。如記事之制以紀時政之損益、季終則授之于国史」とあり、その天子の制誥を録するという部分はわが内記の「造詔勅」にほぼ相当することが知られよう。この起居舍人は隋代に内史舍人をやめてはじめて置かれたもので、唐朝もこれを継承したが、貞観二年（六二八）これを門下省に移して起居郎とし、明慶年間（六五六―六〇）また起居舍人を置き、ここにはじめて門下省の起居郎と中書省の起居舍人が左右に分任することとなった（唐六典による）。

こういう歴史を辿ってみると起居郎と起居舍人がともに定員二名で、かつ官品もともに従六品上であったことも理解できるのであり、またわが内記が、これら二官を統合したものとして、起居舍人の「録天子之制誥」の職掌と、起居郎の「録天子之動作」の職掌を併せて「造詔勅、凡御所記録」のことをその職掌とした事実も一応解

明されたとしてよからう。なおその際、内記の所属も当然問題となつたであろうが、それはわが二官八省制の原理の中で自らなる解決を見たものであろう。すなわち唐の門下省に相当する機関はわが国にはついに設けられなかつたから、内記は唐の中書省にともかくも対比し得る機関としての中務省に所属せしめるほかに妙案があるとも思われなかつたのである。

ところで、起居郎は門下省において侍中(長官)、黃門侍郎(通判官Ⅱ次官)、給事中(分判官Ⅱ判官)、録事・主事(主典)等の系列外に設けられたものであり、起居舎人もまた中書省の中書令(長官)、中書侍郎(通判官)、中書舎人(分判官)、主書・主事(主典)の外に設けられたものであり、それぞれの配列も門下省では「左散騎常侍二人、諫議大夫四人、左補闕二人、左拾遺二人、起居郎二人」、中書省では「右散騎常侍二人、右補闕二人、右拾遺二人、起居舎人二人」となっており、門下省の諫議大夫を例外として除けば、他はことごとく一致している。

このような二官を併せて一官とし、これをわが二官八省制の中に繰り入れるとすれば、それは、中務省における品官とするのが最も妥当な途であつたといふべきであらう。内記が品官であることの理由もこうして唐の官制との比較によつて説明することが出来たと思う。

内記に関する考察は以上でほぼ終えたが、その唐名につき、なお若干述べておく。内記の唐名で最もよく知られるのは、これまでに挙げた著作郎・起居郎・起居舎人よりもむしろ柱下・柱下史・柱下内史などであらう。柱下とは殿柱の下の意味で、そこで事務を執るものを柱下史・柱下内史などと呼んだのである。したがつて、柱下史はさまざまな官名に用いられることとなり、周の蔵書役。転じて老子の別名ともなり、秦漢の侍御史に相当する周代の古名としても用いられた。この柱下史をわが内記の唐名としたのは、殿柱のもとで事務を執る役人という原義にもつづいたものであり、柱下史が蔵書役であり、侍御史(監察官)であることとは無関係といわなければならぬ。

とにかく、わが国では内記の唐名としては後世もつばら「柱下」が用いられるようになった。二条良基の「百寮訓要抄」の大内記の条に「柱下類林とて、百卷ばかりの文あり、是も内記のつかさどる所の詔勅宣命をあつめたるものなり」とあるのは「柱下」が内記の唐名である一証であるが、「本朝書籍目録」によれば「柱下類林三百六十巻藤原敦基撰」とあり、後冷泉天皇より堀河天皇に至る四代に任せ、大内記・文章博士を歴任した藤原敦基はすでに内記を柱下と呼んでいたことが知られる。これによれば、柱下の用例は院政時代を降らないわけである。

内記の唐名としては後漢の「侍書」を充てる説もあるが、これは「柱下」ほどには用いられなかった。侍書よりは起居郎・起居舎人の方が時代も新しく、なじみやすかったためであろう。

## 二 監物について

養老令の官制によれば、中務省には前述の内記と並ぶ品官として監物がある。令義解によれば監物に大・中・少の別があり、大監物は定員二人で従五位下相当官、中監物は定員四人で従六位上相当官、少監物は定員四人で正七位下相当官であった。しかも監物の下には史生四人が配せられることになっていたので、品官としての監物は一司で十四人の定員を擁する、かなり規模の大きい役所であった。続紀宝龜元年八月癸巳条に「宮内・大膳・大炊・造酒・宮陶・監物等司」とあって、品官である監物が、他の省・職・寮・司と同列に扱われている。この十四人という定員を、諸司の得考の官人の数と比較すると、治部省喪儀司の正以下九人、兵部省兵馬司の正以下十人、同じく主船司の正以下九人、同じく主鷹司の正以下八人、宮内省正親司の正以下十四人、同じく官奴司の正以下十三人、同じく園池司の正以下九人、同じく主油司の正以下九人、同じく内染司の正以下十一人と同数かまたはそれより多いのである。しかも右に挙げた数字は使部・伴部といった最下級の官人を含めた数で

あり、監物が官位相当官十人を含むのとは内容の面でも大きな相違がある。その上、大監物が従五位下相当官で小寮の長官（頭）と同格であるのに対して、前掲諸司の長官（正）は正六位上あるいは正六位下、または従六位上相当官で、大監物より卑位の官である。

以上のような事實は監物の職掌が重視された結果であろうが、その監物の職掌とは令義解によれば「掌監察出納請進管論」である。この職掌は一見明瞭のようであるが、前半の「監察出納」については二つの解釈がある。その一つはこれを「監察」と「出納」の二事と考えるのである。令集解に引く穴記に「忠為二事。何者、考課令云、監察不怠。出納明密。字相備為最故、宜熟レ彼義也」とあるように、考課令に規定する監物の最（監察不怠、出納明密、為監物之最）の条文が、監察と出納を切り離していることを根拠とする。しかし、この説は文章のあやを無視した窮屈な解釈であつて、いまかりに「監スル察出納、不レ怠明密」と文字を置き換えても意味はかわらないと思われる。他の説は国史大系本令義解の校訂者の説である。同書には「監スル察出納」と返点が付けてあるから、出納を監察すると一事に解するようである。私はこの読み方に賛成したい。その理由は延喜太政官式の「凡レ出納官物者、本司当日申ニ弁官。弁官及中務、監物、民部、主計等、与本司共檢ニ出納。」という一文である。ここに監物の職掌の一端が示されているが、それは「檢ニ出納。」なのである。これによるときは「監察出納」は「出納を監察す」とよまなければならないことは明らかであろう。

次に、後半の「請進管論」は「管論を請け進る」とよむべきことに疑いはないが、監物の請進する管論については義解・穴記等いずれもこれを庫藏の管論とし、宮城諸門の管論は衛府と闔司の管轄としている。ただし、令集解古記は「管ニ鑑謂ニ宮門及百官諸国倉廩等鑑也」といって、監物の請進する管論をきわめて広汎多様なカギと解しているが、現実的な説明の多い古記のことであるから、あるいはこれが天平の頃の実情であったのかも知れない。し

かし、よく考えてみると十四人ほどの人員でこのように多種多様なカギを管理しきれはすもなく、たとえ建前はどうか、現実には宮城内の諸庫蔵のカギの請進にもつばら当たったものと解するのが妥当ではあるまいか。

次に、史料によつて監物の職掌をたずねてみよう。続日本紀大宝元年二月丁未条に「詔始任<sub>三</sub>下物職<sub>一</sub>」とあるのは監物の起源であり、後世監物を「オロシモノ、ツカサ」（令義解傍訓）と訓むのはこの「下物職」に由来する。ただし、和名抄に「監物局」の名称を挙げながら和名を示していないところを見ると、かなり早くから「ケムモツ」とも呼ばれていたのであろう。さてはじめに下物職と記し、さらに「オロシモノ」の訓がそのまま後世に伝えられたところを見ると、監物の職掌の「出納」のうち「出」がとくに重視されたことが知られるのであるが、これは今日でも預金するときは印監なしでも預け入れが出来るが、預金を引き出すときは届出済みの印監を必ず必要とするようなもので、出と納のうちとくに出のときの手続がやかましかったことの反映であろう。したがって「下物」の「下」は後世の「下行」（ゲギョウ）という語に相当するものとみてよからう。

日本書紀通釈が「監物」を説明して「御前の管鑰を申し下す義なり」とか「鍵を固むるをオロスと云れは」とかいつているが、これでは「オロス」の訓は説明できても「モノ」の義は明らかにされない。

続紀天平神護元年閏十月壬子条に「先是、兵庫器仗者、中務・監物与<sub>二</sub>本司<sub>一</sub>相对出納。至<sub>レ</sub>是、諸司相<sub>レ</sub>知出納。」とあるのは監物の職掌についての具体的史料の一例であり、監物は左右兵庫寮の兵器・儀仗の出納にも関与したものである。史料はないが、内兵庫の兵器・儀仗の出納にあずかったことも、当然のことながら、推測されるであろう。

日本後紀大同三年四月甲子条には「内舍人廿人准<sub>二</sub>少監物<sub>一</sub>賜<sub>二</sub>馬料<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>出<sub>三</sub>納官物<sub>二</sub>也。」とあり、監物が官物の出納に当たったことは、この史料からも明らかである。もっとも、このことは監物の職掌としてすでに令文に明記するところであるから、あえて後紀を引くまでもないことであろうが、ここでは、内舍人がまた官物の出納に関与し

た事実が注意される。内舍人といえ、前稿でも触れたが帯劔の武官であり、上級貴族の子弟である。かかる内舍人を官物の出納に与らしめるに至ったのが、いつ頃とも知れないが、かかる事実は官物の出納がいかに重視されたかを示すものである。

さて、先に監物の起源を大宝元年二月丁未の下物職の設置のときといったが、これは実は正しくない。統紀に「詔始任下物職」とあり、「始」の字を顔面通り受け取れば、これが監物の起源ということになるが、統紀の「始」が、厳密な意味でのもののはじめを指すとは限らない。再置の場合でも「始置……」と記す例が少なくないからである。監物についていえば、すでに持統紀にそれが見えるのである。日本書紀持統七年四月辛巳条に

「詔、内蔵寮允大伴男人坐<sub>レ</sub>職。降<sub>ニ</sub>位二階。解<sub>ニ</sub>見任官。典<sub>ニ</sub>鑰置始多久与<sub>ニ</sub>菟野大伴、亦坐<sub>レ</sub>職。降<sub>ニ</sub>位一階。解<sub>ニ</sub>見任官。監物巨勢邑治、雖<sub>ニ</sub>物不入<sub>ニ</sub>於己。知<sub>レ</sub>情令<sub>レ</sub>盜之。故降<sub>ニ</sub>位二階、解<sub>ニ</sub>見任官。然多久、有<sub>レ</sub>勤<sub>ニ</sub>勞於壬申年役之故赦之。但職者依<sub>レ</sub>律徵納。」とあり、ここに監物が見えるからである。この監物なる官名は、他の内蔵寮允・典<sub>ニ</sub>鑰などととも、後の令制官職名によつたものらしく、持統七年当時の官名とは断ぜられないが、この記事がきわめて具体的な内容をもっていることから推して、事実を記録したものであることは確かであろう。したがってここに「監物」の名称が見えることは、文字はともかく、実体がすでに当時存在していた証拠であり、それ故に、淨御原令制においてすでに「監物」の起源を認めることができるのである。そればかりではない。内蔵寮允・典<sub>ニ</sub>鑰・監物等の官人が、坐<sub>レ</sub>職罪、あるいはその監督者としての監督不行届などの理由で処罰されていることは、すでに官物出納に関して大宝・養老令の制とかわらぬ制度が淨御原令制において整備されていたことを物語る。また、位階を降し見任の官を解くなどの処分は、大宝・養老律が官人に贖罪を認め、実刑を免除した制度に通ずるものがある。かくて官物出納の制が定められそれに関連して監物（名称はしばらく措く）が任命された時期は、大宝元年ではな

く、少なくとも浄御原令制定時（持統三年Ⅱ六八九）まで溯るのである。

監物の起源については、あらためて触れることとし、ここでは、さらに史料に拠って監物の職掌を具体的に考察しよう。三代実録元慶五年四月廿八日の条に、次のような長文の記事が見える。

「先是、去年四月八日、大膳史生矢田部氏永、新私作諸司收文、偷取淡路国塩代米五十斛余。自<sub>レ</sub>此<sub>レ</sub>奸作備前・讃岐等未收文之事発露、出納諸司坐此事下獄者衆。而十二月四日大赦天下、皆得<sub>レ</sub>出獄。少監物從六位下藤原朝臣安養、今年二月十五日左遷備後權掾。民部大録正六位上國瀨十一也、同日左遷安芸權掾。主計大允正六位上水宿祢康宗、三月八日左遷越中權掾、中務少録從七位下大石林繼也、同日左遷豊前權大目、中務史生從八位下坂本臣勝守為<sub>二</sub>下総史生。民部史生大初位下船連福雄為<sub>二</sub>紀伊史生。大初位下珍努原主三津雄為<sub>二</sub>參河史生。主計史生從八位上置始連繩繼為<sub>二</sub>隱岐史生。從六位下膳臣常道為<sub>二</sub>伊豆史生。皆是同坐左降。大膳史生正八位下矢田部氏永、赦前死<sub>二</sub>於獄中。彼月不書、故追記<sub>レ</sub>之。」

ここにいう「出納諸司」を整理してみると

中務省 少録・史生・少監物

民部省 大録・史生(2)

主計寮 大允・史生(2)

となる。大膳史生矢田部氏永が收文・未收文を奸作して物品を詐取する場合、多くの出納諸司をだますか、またはこれとぐるになつたわけで、官物の出給に関与する官人がいかに多かつたかが、右の記事から推測される。またこの場合、大膳職に出し与えられるものは米・塩その他食料品を主とするであろうから、連坐の官人に大蔵省関係のものがいないことも首肯できるし、いっぽう民部省関係があるのもわかるような気がする。そして、いかなる場

合でも官物出庫には監物が立会ったことも推測できるのである。

また、先述の如く、少なくとも大同の頃には内舎人も官物の出納に立会った。このように、官物出納の制ははなはだ複雑であり、また官物といっても一様ではないから、官物の種類によりその出納に關与する官人もその都度異なつたであろうが、そのいずれの場合でも監物は必ず立会つたものと思われる。

次に監物の職員について述べる。令制では大監物二人・中監物四人・少監物四人・史生四人と定められたことはすでに触れたが、その後、いつの頃か監物主典なる令外官が設置されたらしい。統紀天平宝字七年十月丁酉条に「前監物主典從七位上高田毗登足人」とみえるから、七五八年以前にこれが設けられたことは明らかである。定員・相当官位など一切不明だが、監物の事務の繁忙を助けるために置かれたことは間違いない。ところが、これはどうしたことか大同三年八月癸酉には廃止されてしまふ（後紀）。しかし、翌年二月己巳には中監物二（一カ）員、少監物二員を加え置くこととしたので（後紀）、監物は結果として大幅に増強されることとなつた。こうして官物出納の監視体制が一段と強化されたのであるが、このことは平城朝の官制の大幅な改革と方向を同じくするものと考えてよからう。もっとも、これは弘仁四年十月甲辰、改められて令制に復歸することとなる（類聚国史）。その理由としては平城朝に対する嵯峨朝の反動ということも考えられるが、先述の通り大同三年内舎人廿人が少監物に准じて馬料を給せられることとなつた、その理由が「以<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>納官物<sub>二</sub>也」とあるように、当時内舎人は監物と並んで官物の出納に當ることとなつており、したがつて監物類似の官人があまりにも多かつたことが、監物の定員削減、令制復歸の原因だつたのであろう。

さて、延喜式部式に馬料を賜う官人の定員を挙げて「中務省卅二人……監物從五位官二人、六位官四人、七位官四人、初位官一人」とある。從五位官が大監物、六位官が中監物、七位官が少監物に當ることは、その相当官位、

定員の二点からみて明らかである（令制では大監物二人、従五位下、中監物四人、従六位下、少監物四人、正七位下）。では初位官一人とは何であろうか。ここで参照されるべきは監物式の「監物及主計属各一人」という一句であろう。後者すなわち主計の属とは令制主計寮の主典である大属・少属をさすことは明らかであるが、監物の属というものは令制にはない。しかし属は令制職・寮の主典の特称であるから、これに準拠して考えれば、監物の属とは先に大同三年八月癸酉に廃止された監物の主典と同じものでなければならぬ。もし、こう考えてよければ、監物属＝監物主典こそ式部式に見えるように初位相当官であったのではなからうか。先に監物主典の定員・相当官位など一切不明としたが、延喜式制では定員一人・初位相当官と定められたことが推定される。監物主典は天平宝字七年以前に置かれ、大同三年一旦廃せられたが、のち再び置かれたのであろう。

さて、次に監物の補任状況を眺めてみよう。大監物は五位の官であるから、統紀以下の国史に補佐の実例が多数見えるが、中監物は統紀に見えず、後紀・三代実録等にその存在したことが見える。少監物も統紀には所見なく、後紀・三代実録等に官職の存在が示され（三代実録に補任一例あり）、ともかく、大・中・少の監物が奈良・平安初期に存在したことは推定可能である。ただ統紀に中・少監物の存在した確認が得られないのは、統紀補任記事の疎漏ということが主たる理由であろう。

六国史以後も延喜式に大・中・少の監物があり、十世紀になっても令制の規定は守られていた如くであるが、後に中監物は廃せられることとなった。それがいつのことかは未詳であるが、和名抄五（官名第十一）に「監物局・職員令云、中務省監（物脱カ）<sup>有三大</sup>」とあって、「<sup>有三大</sup>中大中少」とないのは、すでに和名抄の成立した頃、中監物の廃せられていたことを示すものかも知れない。

次に、例によって監物をその唐名から考察してみようと思う。監物の唐名の第一は城門郎である。城門郎とは門

下省の被管で、「大唐六典八」によれば、「城門郎四人従六品上」「掌京城皇城宮殿諸門開闔之節奉其管鑰而出納之」とある。これは「監察出納」「請進管鑰」という監物の職掌と必ずしも一致しない。城門郎は管鑰の出納を掌るのに対して、監物は官物の出納を監察し、管鑰の請進を掌るのであり、しかも、監物の請進する管鑰は、令集解所引古記の説を除けば、他はみな諸司の庫蔵のカギとし、宮城諸門のカギは衛府と闔司の管轄とする。とすれば、城門郎はむしろ衛門の職掌に近いのではないか。通典に「後周地官府置宮門上士一人、下士一人、掌皇城十二門之禁令。」「北齊衛尉寺統城門寺。置城門校尉二人。掌宮殿城門并諸倉庫管鑰之事」とあるように城門郎の前身城門校尉、宮門上下士はもっぱら宮殿城門のことに当るのであり（城門校尉は倉庫の管鑰も掌ったが）、これによっても監物の唐名に城門郎を当てるのは適切でないことが知られる。城門郎をまた一方で衛門督に当てることがあるが、むしろこの方が穩当であろう。

監物の唐名として、次に挙げられるのは、侍御史・殿中侍御史である。侍御史は御史台の分判官で、六典に「侍御史四人従六品下」「掌糾舉百僚推鞫獄訟」とあり、殿中侍御史は同書に「殿中侍御史六人従七品上」「掌殿廷供奉之儀式」とあり、いずれも官人の非違の監察に携わるものようである。これらは一見してわが監物とは異質のものであることが明らかであるが（御史台がわが彈正台に相当し、侍御史は彈正忠に当る）、これを強いて監物に当てたのは、監物の職掌の「監察出納」を「出納を監察す」と訓まず、「監察」「出納」の二事と考え（令集解六記の説）、「監察」をひろく「官人の非違の監察」と考えたためではなからうか。だが、「監察出納」をそのようにとることの不可なる所以はすでに説いたところであり、したがって、侍御史・殿中侍御史を監物の唐名とする説は不当である。

このように見てくると、監物にふさわしい唐名はどうもないようである。ということとは、監物は唐制にその範を

求めることのできない、わが合制独自の官職ではなかったかという想像にわれわれを導いてくれる。なるほど、北齊の城門校尉こそは「宮城殿門并諸倉庫管鑰之事」を掌ったが、「諸倉庫管鑰之事」はその後にはうけつがれず、以後は皇城十二門の禁令をもっぱら掌るにとどまったのである。

では「諸倉庫管鑰之事」はいずれの官職に継承されたのであろうか。六典や通典を見てもそれらしきものを未だ見出し得ない。これは筆者の調査が詳しくないためで、将来は発見できるかも知れないから、断定的なことはさしひかえたいが、現段階で一応のまとめをつけようとすれば、監物もまたわが国独自の官職であったといわざるを得ない。

もし、このように考えることが許されるなら、監物が「オロシモノ、ツカサ」というように、きわめて日本的な訓をもつ理由もわかるように思うし、また、そのように日本独自の官職であったが故に、これを二官八省のうち、とくに中務省を選んでこれに所属せしめた理由もわかるのである。

最後に監物が請進するところの管鑰について延喜典鑰式を参考のために引用しておく。

凡諸司藏庫鑰匙。毎日与監物共且請夕進、（図書寮・民部省・大藏省・掃部寮・大膳職・主殿寮・大炊寮鑰）但兵庫鑰臨時請進。

監物がいかに重要な官職であったかは右によっても知られるが、ここには諸門の鑰のことは見えず、先に引用した令集解古記の説は延喜式の制とも合わないのである。

### 三 主鈴について

合義解によれば前述の監物の次に主鈴という品官がある。主鈴は大主鈴・少主鈴各二人からなり、大主鈴は正七

位下相当官（少監物に同じ）、少主鈴は正八位上相当官である。その職掌は「掌<sub>下</sub>出<sub>上</sub>納鈴印伝符、飛駅函鈴事<sub>上</sub>」のである。これは少納言の職掌のうちの「請<sub>上</sub>進鈴印伝符、進<sub>上</sub>付飛駅函鈴<sub>上</sub>」というのに酷似する。令集解所引古記はこの両者の関係を説明して「少納言率<sub>上</sub>主鈴等<sub>上</sub>請進也<sub>上</sub>。」という。少納言は太政官の職員、主鈴は中務省の職員であるから、少納言と主鈴との間に古記にいうような職務上の上下関係があるのは、一見不可解のようであるが、少納言三人はもともと中務省の職員たる侍従八人の中に含まれるのであり、侍従の職を介して少納言と主鈴とは近接した官職とみなされたのであろう。

さて、主鈴の職掌に見える「鈴」は駅鈴、「印」は内印のことであるし、「伝符」は伝馬に乗るときの証明書であるが、「飛駅函鈴」とは何であろうか。これについては令義解・令集解ともに全く口をとぎして何事をも語らないが、延喜中務式に「凡在外官上<sub>上</sub>飛駅函<sub>上</sub>者、少納言奏進。若不<sub>レ</sub>在者見在丞已<sub>上</sub>奏進。其報<sub>下</sub>飛駅<sub>上</sub>者。少納言并輔已<sub>上</sub>一人、内記二人、共入<sub>上</sub>内裏<sub>上</sub>行<sub>上</sub>事。」とあり、木工式に「飛駅函<sub>上</sub>長一尺一寸六分、広三寸、深二寸三分<sub>上</sub>」とあり、地方から中央へ、中央から地方へ飛駅を遣わすとき、所持する細長い函が飛駅であったことが知られる。主鈴式によると「凡飛駅并駅伝函、……主鈴封<sub>上</sub>之。」とあり、中央から地方へ遣わす飛駅は主鈴が封をする例であった。これらは十世紀の延喜式の制であるが、溯って八世紀の制を推す手がかりとはなる。最後の「鈴」は当然「飛駅鈴」ということであろうが、「飛駅鈴」というものは、史料には全然見えない。「駅鈴」と同じものであろう。主鈴はまた中央から飛駅を發遣するとき、使者が携行する勅符を封函することを任とし（内記式）、天皇行幸の場合にも少納言とともに内印、駅鈴伝符を奉じて供奉し（主鈴式）、鈴は馬寮より充てられた馬に負わせた（主鈴式・内記式）という。駅鈴が相当に重いものであったことが知られる。

以上により、主鈴が少納言と職務上において密接な関係があり、あたかも上下統属の官とみなし得ることは明ら

かであるが、主鈴はまた内記とも深い関係があつた。それは内記式に「凡在外官飛駅奏事者、大臣奏畢、即令<sub>レ</sub>内記作<sub>レ</sub>勅符、大臣自持昇<sub>レ</sub>殿上奉<sub>レ</sub>覽、畢少納言・中務輔・内記・主鈴等請<sub>レ</sub>印、封<sub>レ</sub>函發遣。」と見え、また「凡封<sub>レ</sub>駅伝勅符<sub>二</sub>式、少納言・中務輔・主鈴等請<sub>レ</sub>印准<sub>レ</sub>飛駅式。内記・主鈴封<sub>レ</sub>函、官史發遣。」と見えることによつて知られる。

主鈴の職掌のあらましは右の通りであるが、次に主鈴の唐名から考察を試みよう。主鈴の唐名は諸書一致して「符宝郎」である。「六典八」によれば、門下省の下に「符宝郎四人」がおり、その官品は「從六品上」。その職掌は「掌<sub>二</sub>天子之八宝及国之符節、弁<sub>レ</sub>其所用、有<sub>レ</sub>事則請<sub>レ</sub>於内、既<sub>レ</sub>事則奉而藏<sub>レ</sub>之」というものである。天子の八宝とは神宝・授命宝・皇帝行宝・皇帝之宝・天子行宝・天子之宝・天子信宝の総称であるが、神宝は「所<sub>レ</sub>以承<sub>二</sub>百王、鎮<sub>レ</sub>万国<sub>一</sub>」のもの、授命宝は「所<sub>レ</sub>以修<sub>二</sub>封禪、礼<sub>レ</sub>神祇<sub>一</sub>」のもので、この二者はわが公式令の「天子神璽、<sub>レ</sub>謂、踐祚之日寿璽。宝而不<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>」に相当するものである。次の皇帝行宝は「答<sub>二</sub>疏於王公<sub>一</sub>則用<sub>レ</sub>之」、皇帝之宝は「勞<sub>二</sub>来勳賢<sub>一</sub>則用<sub>レ</sub>之」、皇帝信宝は「徵<sub>二</sub>召臣下<sub>一</sub>則用<sub>レ</sub>之」、天子行宝は「答<sub>二</sub>四夷<sub>一</sub>書則用<sub>レ</sub>之」、天子之宝は「慰<sub>二</sub>撫蠻夷<sub>一</sub>則用<sub>レ</sub>之」、天子信宝は「發<sub>二</sub>蕃國兵<sub>一</sub>則用<sub>レ</sub>之」というもので、これらはごく大ざっぱにいつて、わが内印に当るものであらう。また、六典に「車駕（天子）行幸、則奉<sub>レ</sub>宝以從<sub>二</sub>于黄鉞之内<sub>一</sub>」とあるのも、先掲主鈴式の規定と同様である。

次に「国之符節」について六典の解説を見よう。六典に「凡国有<sub>二</sub>大事<sub>一</sub>則出<sub>二</sub>納符節<sub>一</sub>、弁<sub>二</sub>其左右之異<sub>一</sub>、藏<sub>二</sub>其左<sub>一</sub>而班<sub>二</sub>其右<sub>一</sub>、以合<sub>二</sub>中外之契<sub>一</sub>焉。」とあり、符節はこれを左右に分け、その左を中央にとどめその右を班下するといふから、後世の勘合符に似て、左右つき合わせて、真偽をたしかめるものであつたらしい。まず、符であるが、一を銅魚符といい、軍旅を起こし、守長を易くする所以のものである。二を伝符といい、郵駅を給い、制命を通する

所以のものである。三を隨身魚符といい、貴賤を明らかにし、徵召すべき所以のものである。以上は符であるが、次に四を木契といい、鎮守を重んじ、出納を慎しむ所以である。五を旌節といい、良能に委ね、賞罰を仮する所以であるという。以上が符節の制であるが、その対象とするところは、わが主鈴の「鈴印伝符、飛駅函鈴」とはくらべものにならないくらい広汎であり、とくに銅魚符、隨身符、旌節などはわが主鈴の関与しないところであるが、伝符（木契）はわが令制にもその名が見えるから、これまた、大まかにいって、「国之符節」は主鈴の職掌にほぼ相当するであろう。

以上により、主鈴の唐名を符宝郎とすることは、当らずといえども遠からずといつたところであろう。ただ、唐制で、符宝郎四人の下に主宝六人、主符三十人、主節十八人という大量の官人が所属していたことは、符宝郎の職掌がいかに広汎なものであり、かつ繁忙の任であつたかを物語っており、これをわが大・少の主鈴計四人と比較すれば、わが主鈴が符宝郎の職掌のごく一部をその任としたことが明らかであろう。主鈴は符宝郎の縮小版といつてよいのである。

さて、すでに触れたように唐では符宝郎は門下省に属したのであるが、わが令制では門下省相当官庁は独立官庁としては設けられず、門下省の機能は太政官と中務省に分割吸収せられた。たとえば、侍中・黄門侍郎・給事中は大・中・少納言として太政官に、散騎常侍・補闕・拾遺は侍従として、起居郎は内記としてそれぞれ中務省に配属された如きは、その例である。ここにおいて門下省の符宝郎に相当する主鈴も、その帰属が太政官か中務省のいずれかに決定されなければならなかつたのであるが、太政官は本来国政総理の機関であるから、天皇の内印などを掌り、天皇の側近にあるべき主鈴は、これを当然中務省に所屬せしむべきものと考えられたであろう。かくて主鈴をもまた中務省の品官とせざるをえなかつたことは、内記の場合とよく似ているのである。

#### 四 典鑰について

令義解をみると中務省の品官で最後に挙げられるのは典鑰である。その職掌は官名の示すとおりであるが、令義解によれば「掌<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>納管鑰<sub>一</sub>」とあり、「カギ」の出納に当るものであり、「カギ」を使って物を出納する官ではないようである。では「出<sub>ニ</sub>納管鑰<sub>一</sub>」とはどのような「カギ」を出納するのか。また「出納」とは具体的にいかなる行為をさすのであろうか。まずこの二点を考えてみなくてはならない。

先にも触れたとおり、同じ中務省の品官に監物があり、その職掌は「監<sub>ニ</sub>察出納<sub>一</sub>。請<sub>ニ</sub>進管鑰<sub>一</sub>」である。この監物の職掌と典鑰の職掌とはどうかかわるのであろうか。この間の事情をうかがうべき史料としては、時代は降るが延喜の監物式、典鑰式がある。

監物式には

凡請<sub>ニ</sub>諸司管鑰<sub>一</sub>者、每旦監物并典鑰等共候<sub>ニ</sub>延政門外<sub>一</sub>。近衛開<sub>レ</sub>門。大舍人就<sub>ニ</sub>闌司<sub>一</sub>（掃部寮設<sub>レ</sub>座）叩<sub>レ</sub>門二声（其詞曰、美可度能都加佐）。闌司問曰誰。大舍人称<sub>ニ</sub>姓名<sub>一</sub>曰。鑰給<sub>良<sub>辛</sub>登</sub>監物姓名、典鑰姓名等候<sub>レ</sub>門登申。闌司進就<sub>ニ</sub>版位<sub>一</sub>奏。其詞曰、鑰給<sub>良<sub>辛</sub>登</sub>監物姓名、典鑰姓名等叩<sub>レ</sub>門故<sub>レ</sub>申。勅曰、令<sub>レ</sub>奏。闌司称唯。復<sub>ニ</sub>本座<sub>一</sub>宣曰。令<sub>ニ</sub>姓名等奏<sub>一</sub>。大舍人共称唯。即監物引<sub>ニ</sub>典鑰大舍人等<sub>一</sub>入共就<sub>ニ</sub>版位<sub>一</sub>（但大舍人留<sub>ニ</sub>左掖門<sub>一</sub>）。監物奏曰、司<sub>乃</sub>賜物下<sub>辛</sub>鑰給<sub>登</sub>申。勅曰。取之。共称唯退出。典鑰更引<sub>ニ</sub>大舍人等<sub>一</sub>進就<sub>ニ</sub>鑰櫃下<sub>一</sub>出<sub>ニ</sub>管鑰<sub>一</sub>授<sub>ニ</sub>大舍人<sub>一</sub>退出。転授<sub>ニ</sub>監物<sub>一</sub>。夕時進<sub>レ</sub>鑰儀亦如<sub>レ</sub>之。其詞曰。給<sub>留<sub>レ</sub>司<sub>乃</sub>鑰進<sub>登</sub>申。勅曰、取之。即共称唯退出。（後略）</sub>

とある。いささか引用が長くなつたが、これを見ると、監物が毎旦鑰を請け、且毎夕これを進るとき典鑰が一緒に行動することがわかるが、両者の職掌の差違は監物が鑰の請進のことに對して、典鑰は勅許のあつ

た鑰を直接櫃から出したりこれを納めたりする点であろう。すなわち監物の鑰の請進は典鑰を媒介として行なわれるのであって、監物の単独行動は許されない。いづぼう典鑰は櫃から出した鑰を監物に転授し、また監物から返納された鑰を櫃に納めるのであって、鑰そのものの使用には直接かわらないということが知られるのである。「請進管鑰」と「出納管鑰」との関係は延喜式では以上のとおりであるが、令制のはじめからそうであったかどうかを証明することはできない。近衛など令制以後の官人の名も見えるからである。しかし、監物と典鑰とがともに中務省の品官であつて、両者の関係が当初より密接なものであつたろうことは想像に難くないから、延喜式に見える両者の関係はその大筋において令制のはじめから存在したものと考えて大過ないであろう。

典鑰式に「凡諸司藏庫鑰匙、毎日与<sub>二</sub>監物<sub>一</sub>共且請夕進」とあるのは、先の監物式に見える両者の関係を要約したものであり、この程度のこととは、令制のはじめからあつたものと認めてよからう。

さて、典鑰は右のように鑰の出納を任とするのであり、監物と共に行動するのであるが、延喜式によればその独自性は鑰の出納に際して、櫃の匙を用いるところにあつたようである。すなわち典鑰式に「凡納<sub>二</sub>御鑰<sub>一</sub>辛櫃匙。納<sub>二</sub>典鑰局<sub>一</sub>。」とあり、鑰をおさめる辛（唐）櫃の開閉に用いる匙は典鑰の管理するところであつた。「納<sub>二</sub>御鑰<sub>一</sub>辛櫃匙」こそ典鑰の職権の象徴であつたといえるであろう。これも令制の当初からそうであつたと立証できる史料はないが、その可能性は充分あるとみてよいであろう。

典鑰の「出納管鑰」の具体的内容はおよそ以上のとおりであるが、それでは、その管鑰とはどのような「カギ」であつたか。先に掲げた監物式に「請諸司管鑰」「司司乃賜物下<sub>二</sub>鑰<sub>一</sub>」「司司乃鑰」などとあるように、延喜式によれば、監物・典鑰の扱う「カギ」は令制諸官司のそれであつた。これを、いま少し具体的に示したのが典鑰式である。すなわち、「凡諸司藏庫鑰匙。毎日与<sub>二</sub>監物共且請夕進。」とある条文の鑰に注して「凶書寮。民部省。大藏省。

掃部寮。大膳職。主殿寮。大炊寮鑰」と見えるのがそれである。つまり、これら諸官司の蔵庫の鑰の出納に当るのが典鑰の職掌であつた。このことは令義解に監物の「請進管鑰」を解説して「謂。（中略）是即庫蔵管鑰、其諸門管鑰者、闔司掌之也。（後略）」とあり、令集解に「朱云。貞云。門鑰者、衛府請進也。其出納者、闔司可掌也。不可由典鑰也。（後略）」とあるように、少なくとも平安初期以来、法家の通説でもあつた。

ただ、大宝令の注釈として著名な令集解所引古記には「管鑰謂宮門及百官・諸国倉廩等鑰也。（後略）」とあつて、監物・典鑰の掌る管鑰は延喜式にいう諸司のみならず、宮門・諸国の倉廩の鑰に及ぶという。これによると、少なくとも奈良中期における監物・典鑰の職掌は延喜式の制よりはるかに広範なものとなるが、既に述べたように監物・典鑰等の限られた職員（監物の史生を含めて十八名）で百官のみならず宮門から諸国倉廩の鑰までも一手に引き受けて扱うことが可能であつたかどうか疑いなきを得ない。

これに関連して注意されるのは後宮職員令集解闔司条の「掌宮闔管鑰」についての古記の説である。この条については義解・令釈・穴記・跡記等の諸説が一致して「宮城以内諸門管鑰」「宮内及宮城門闔門之鑰」、すなわち宮城十二門以内の諸門（宮城門、宮内、闔門）として對して、古記だけは「宮闔門管鑰。即闔門鑰耳」と苦しい解釈をしている点である。大宝令では「宮闔門管鑰」とあつたらしが、それはともかくとして、「宮闔門」を「闔門」のことだとしているのは、先掲監物条古記の「管鑰謂宮門……鑰也」という解釈と照応する。監物が宮門の鑰を掌るとする古記は、闔司の「宮闔門」を「闔門」のこととせざるを得ないのである。或いはこれが古記の作られた時代の実情を忠実に反映しているのかも知れないが、それが条文の本旨に悖るものであることは明らかである。このように古記の解釈が時の実情を示すものであるとしても、それが令制本来の在り方を示すものとは思われなから、われわれは古記の解釈に拘泥する必要はない。監物・典鑰の掌る管鑰に宮城以内諸門のそれは含まれないと

する義解等の解釈が、この場合正当であるといわざるを得ない。したがって典鑰の唐名を「門僕」とする説は一見して誤りであることが明らかであるし、「宮闈局令」とするのにも全然当らない。

このことは監物に適切な唐名がなかったこととも照応するのであり、監物が「オロシモノツカサ」の訓をもちわが国の伝統的な制度にもとづく官職であったように、典鑰もまた「カギトリ」とよばれ、すでに持統朝にはその前身が存在したのであり、これもまた唐制にはない、日本独自の官職であったと考えられる。

次に、典鑰が出納する管鑰は延喜式によれば図書寮・民部省・大藏省・掃部寮・大膳職・主殿寮・大炊寮のそれであるが、ここに内藏寮の名が見えないのはどうしたことであろうか。既に述べたように、持統七年紀によれば内藏寮の官人の贓物の罪に連坐したのは監物と典鑰であり、内藏寮の庫藏の管鑰の出納に典鑰が当るのは大宝令以前からの制度であったと思われるのに、延喜式制でこの内藏寮が脱落しているのは一見不可解である。

ここで参照されるべきは令集解所引延暦十八年四月二十三日の奏状である。

置<sub>二</sub>廢官員一事。内藏寮。省<sub>三</sub>主鑑四員、今加<sub>二</sub>少屬一員。右件員少事多。忿劇尤殊。而主鑑四人、曾無一用、徒置<sub>二</sub>官員、還費<sub>二</sub>俸祿、省除更加<sub>二</sub>少屬一員、綜<sub>二</sub>濟寮務。（後略）

この奏状によれば、内藏寮の主鑑（大・少各二人）は当時全く無用の長物と化していたのである。主鑑廃止のこととは奏状の末尾に「聞」とあるので明らであり、その内容は天皇によって裁可されたのであった。

こうして、内藏寮の主鑑は延暦十八年四月二十七日廢止のことが決定したのであるが（後紀）、その結果、監物が請進し、典鑰が出納する諸司の管鑰のうち内藏寮のそれは自動的にかれらの管掌から離脱したに違いない。では、誰が内藏寮の管鑰を管掌するようになったのであろうか。右の奏状からすれば、増員された内藏寮の少屬を含めた属あたりがその任に当たったと推測することができる。

このような推測が的外でないことは、延喜内蔵式の次のような規定からも傍証される。「凡蔵匙者、属已上一人。先触<sub>レ</sub>左近陣官、率<sub>レ</sub>史生入<sub>レ</sub>日華門<sub>レ</sub>請納。」ここでは属已上とあつて属と限定されてはいないが、内蔵寮の四等官の定員は令制の頭・助・允・大属・少属各一人、計五人のところへ延暦十八年に少属一人が加えられて計六人かくて属はその半数の三人となつたのであるから、寮務における属の比重はかなり高まつたといえるであらう。

典鑰式に「内蔵寮」の名が見えない理由はこのようにしてほぼ明らかとなつた。これは逆に、令制では内蔵寮の庫蔵の鑰も典鑰の出納するところであつたことを立証するものである。

内蔵寮の主鑰のことに触れたので、それと類似の存在である大蔵省の主鑰についても触れておこう。主鑰の職掌は「掌<sub>レ</sub>主<sub>三</sub>当出納<sub>二</sub>」（令義解）のであり、大蔵の物の出納を主掌することをその任としたが、出納の手続きは監物式に詳しい。

凡<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>納大蔵物<sub>二</sub>者、少弁已上一人、中務・民部・大蔵三省輔各一人、監物一人、主計助已上一人、同会就<sub>二</sub>諸司<sub>一</sub>。本司録申曰、雜物出納<sub>二</sub>登申<sub>一</sub>。（中略）弁判命之、録称唯。主鑰申曰、給<sub>レ</sub>鑰<sub>上</sub>申。監物命曰、給之。即称唯受<sub>レ</sub>鑰。諸司共赴<sub>二</sub>立正蔵前<sub>一</sub>。主鑰引<sub>二</sub>蔵部等<sub>一</sub>申曰。開<sub>レ</sub>蔵<sub>上</sub>申。監物命曰。開之。即称唯令<sub>二</sub>蔵部開<sub>一</sub>。諸司檢<sub>二</sub>校出納<sub>一</sub>。了即監物加<sub>レ</sub>封。主鑰申曰。事畢。（後略）

これによれば、大蔵の主鑰は監物より鑰を受け、蔵部をして蔵庫を開き、物を出納させるのであり、「主当」とはすなわちそのことを指しているのである。

監物式には、先述した理由により内蔵寮の主鑰のことは見えないし、したがって内蔵の雜物出納のことは、監物とは関係なく、内蔵式に別に規定されている。

凡寮庫雜物者、先種別自<sub>二</sub>正倉<sub>一</sub>移<sub>レ</sub>納於別庫。而後下用。未<sub>二</sub>下用盡<sub>一</sub>之前、亦復移納<sub>レ</sub>勿<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>断絶<sub>一</sub>。開<sub>二</sub>正倉<sub>一</sub>者、助

以上一人。与<sub>二</sub>允属<sub>一</sub>開之。

とあるのが、それだが、これを前記の監物式の大蔵の出納規定と比べれば、内蔵の出納がいかに簡略化されているかが明らかである。このような簡略化が何故に行なわれたかは、それ自体興味ある問題であるが、いまは主題をいささか離れるので、後日を期したい。

最後に典鑰と後宮の闈司との関係について少し触れてみたい。

監物・典鑰の管鑰請進・出納に当って闈司が重要な役割を分担したことは先掲監物式によって知られる。ところが闈司の職掌として令に規定するところは既述したように「宮閤管鑰及出納之事」である。すなわち古記を除く集解諸説はこれを「宮城門・宮門・閤門の管鑰およびそれら諸門の管鑰の出納の事」と解するのであるが、その解釈が当たっているとすれば、闈司の本来の職掌からは先の監物式のような規定は生まれ難いといわなければならない。そればかりではない。先の監物式には続けて

但国忌、并奉<sub>二</sub>伊勢大神幣帛<sub>一</sub>日、及諸齋日、不<sub>二</sub>奉<sub>レ</sub>聲奏。只請<sub>レ</sub>鑰状告<sub>二</sub>於闈司<sub>一</sub>申<sub>二</sub>於内侍<sub>一</sub>。内侍微聲奏。訖即闈司宣曰、直入、即監物典鑰等入就<sub>二</sub>内侍所<sub>一</sub>。内侍宣曰、給之。即監物典鑰等微聲共称唯退却。就<sub>二</sub>鑰櫃前<sub>一</sub>、典鑰引<sub>二</sub>大舍人等<sub>一</sub>、開<sub>レ</sub>櫃出<sub>レ</sub>鑰。並如<sub>二</sub>上儀<sub>一</sub>。

とあり、国忌、伊勢奉幣の日、諸齋日における管鑰請進・出納の規定を詳細に示すが、そこでは後宮の内侍が重要な一役を買っている。内侍の職掌そのものは「掌<sub>レ</sub>供<sub>二</sub>奉常侍<sub>一</sub>。奏請。宣伝。檢<sub>二</sub>校女孺<sub>一</sub>、兼知<sub>二</sub>内外命婦朝参<sub>一</sub>、及禁内札式之事。」であるから、監物式の規定は或は異とするに足りないかも知れないが、闈司といい内侍といい、後宮の女官が諸司の管鑰の請進・出納に深くかかわる事実は注目に値する。これらが令制のはじめからの制度であったとは思われないが、内侍についていえば、宝龜十年十二月二十三日の格で、その禄を尚蔵に同じとされた事実、

さらに大同二年十二月十五日の官奏で従五位相当から従三位相当の官に引き上げられた事実から、奈良末・平安初期にその地位が急速に上昇し、重要性を増したことが推測される。

關司については史料が乏しいが、大同二年五月三日、關司奏事を停めて内舍人をして奏せしめたが、弘仁二年九月十九日復旧したという。關司奏事ということは大同以前からあったわけだが、その起源・内容は明らかでない。また、諸司管鑰とのかかわりについても国史・令文からは全く窺い知ることができない。女官のことはわからないことが多いので推測の域を出ないが、奈良末・平安初期が延喜式制への変化期のように思われる。

以上、典鑰に関連して各方面から考察して来たが、典鑰は監物のもとで、諸司の管鑰の出納にのみ預り、大蔵省・内蔵寮の主鑰のように庫蔵の出納に直接関与しなかったことが明らかである。この点、監物が管鑰の請進だけでなく庫蔵の開閉、雑物の出納に立会ったのとも大いに相違する。典鑰の相当位が、主鑰や監物と比較して最も低かった理由もその職掌内容から理解し得るのである。（表参照）。

「カギ」関係官職一覧表

大蔵省	大主鑰	掌レ主コ当出納一	正七位上
	少主鑰	掌同ニ大主鑰一	正八位上
中務省	大典鑰	掌レ出コ納管鑰一	従七位下
	少典鑰	掌同ニ大典鑰一	従八位上
内蔵寮			

続・中務省に関する一考察（黛）

典 尚 關 關	掌 <sub>ニ</sub> 宮閣管鑰及出納之事 <sub>一</sub> 掌 <sub>同ニ</sub> 尚關 <sub>一</sub>	關 司	中 大 監 物 物 物 物 物	掌 <sub>下</sub> 監 <sub>ニ</sub> 察出納 <sub>一</sub> 請 <sub>中</sub> 進管鑰 <sub>上</sub> 掌 <sub>同ニ</sub> 大監物 <sub>一</sub> 掌 <sub>同ニ</sub> 中監物 <sub>一</sub>	中 務 省	(参考)	大主鑰	少主鑰
							(内蔵大主鑰に同じ)	(内蔵少主鑰に同じ)
	(正七位) (從八位)		從五位下 從六位上 正七位下				從六位下 從七位下	